

「放牧畜産基準認証の概要」

～放牧牛肉等を消費者にアピールし、需要の拡大に期待～

社団法人 日本草地畜産種子協会 草地畜産部 主幹 上野 孝志

1. 認証制度の概要

国土資源を有効に活用し、土・草・家畜が結びついた資源循環型の畜産である放牧を普及・推進することは、我が国の飼料自給率向上や低コスト畜産物の生産振興を図る上で重要です。(社)日本草地畜産種子協会では、平成13年度より実施してきた持続型草地畜産についての調査や検討の結果をもとに「放牧畜産基準」を制定し、その認証制度を創設することにしました。

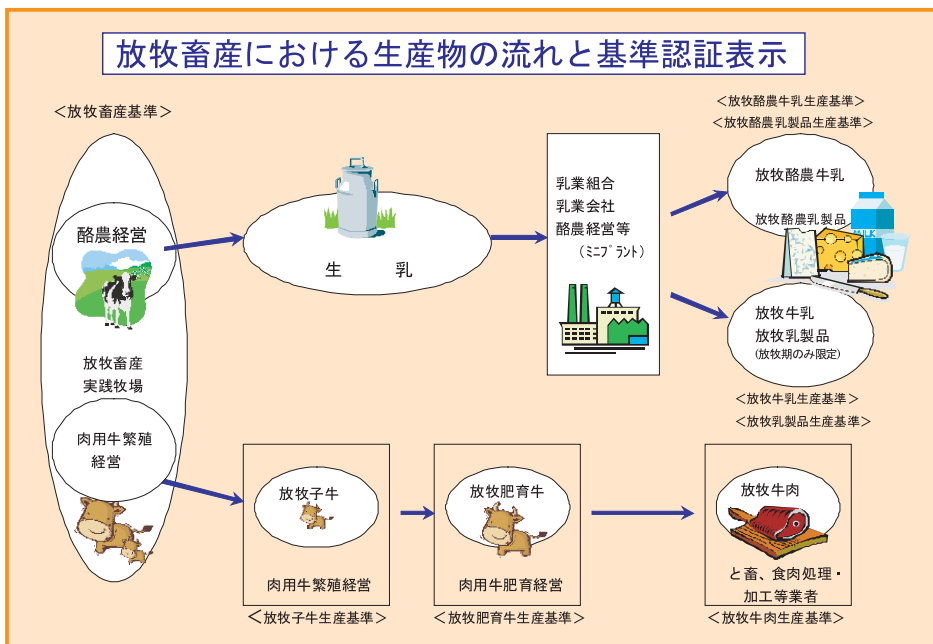
図に放牧畜産による生産物のフローと8つの認証基準を示しました。まず放牧畜産を実践する生産者が順守すべき「放牧畜産基準」を設定し、この基準を満たした経営体を「放牧畜産実践牧場」として認証します。この対象となるのは酪農経営と肉用牛（繁殖）経営で、さらに、その牧場から生産される生産物（牛乳・乳製品、子牛・肥育牛、肉等）に対して、それぞれ個別の生産基準を設定し認証を行います。

2. 各認証基準で示される要件

(1) 「放牧畜産基準」について

この基準で示されている飼養管理事項の主なものは以下のとおりです。

- ① 放牧（管理）については、家畜が放牧によって十分な粗飼料を摂取することが可能であり、かつ草資源の再生力が維持されることを前提に、家畜1頭当たりの放牧地面積、放牧期間及び1日の放牧時間を植生ごとに設定しています（表：放牧管理の具体的基準）。
- ② また、放牧の実施にあたり、土壌流亡の防止、流水への牛の侵入防止、水飲み場施設等の集合場所の泥濘化防止に努めることも明記されています。
- ③ 我が国では冬期は放牧不可能な期間となり、その間は畜舎内で飼養することになりますが、家畜の分娩、搾乳、飼料給与、悪天候時に畜舎内で飼養することも認めています。ただ、その場合には、牛房の広さや通風、採光など



認証マーク



放牧管理の具体的基準

植生	成牛換算1頭当たり放牧地面積	放牧期間	1日の放牧時間
牧草地	25a以上	自然条件から見て放牧が可能な全期間	昼夜放牧 夜間放牧又は昼間放牧
	15a以上	同上	夜間放牧又は昼間放牧
シバ型草地	45a以上	同上	昼夜放牧 夜間放牧又は昼間放牧
野草地	90a以上	同上	昼夜放牧 夜間放牧又は昼間放牧
	40a以上	自然条件から見て放牧が可能な期間のうち100日以上とし、野草が衰退してきた場合は、牧草地への転換を行うことを条件とする。	昼夜放牧 夜間放牧又は昼間放牧

良好な環境保持に努めるとともに、パドック等での自由な運動や日光浴ができることを求めています。

- ④ 飼料は、自家生産された粗飼料を十分に給与し、やむを得ず経営外から導入する場合には、飼料安全法に基づく成分規格に合致したものをを使用することを前提に認めています。
- ⑤ その他、採草地・放牧地・飼料畑の管理、繁殖管理、衛生管理について順守すべき基準が示されている他、飼養管理等の内容については記帳を行ない、8年間の保管を義務付けています。
- ⑥ さらに、消費者からの飼養管理情報の開示要求に対しては的確な対応を行なうとともに、インターネット等を通じた情報公開にも努めることとしています。

(2) 肉用牛の生産基準について

牛（肉用牛）及び牛肉に関する生産基準としては、育成、肥育過程の「放牧子牛」及び「放牧肥育牛」と畜産物の「放牧牛肉」、3つの基準があります。

○放牧子牛生産基準（肉用牛繁殖経営）

放牧畜産実践牧場において生産された子牛（やむを得ない理由により、実践牧場以外から導入する場合は、それが放牧畜産基準に従って生産された子牛であることを証明する必要があります。）で、生まれてから出荷までに放牧畜産基準に定める放牧を少なくとも3ヵ月以上行うことが「放牧子牛」認証の条件となっています。放牧地及び畜舎内での飼養管理は放牧畜産基準が適用されます。

○放牧肥育牛生産基準（肉用牛肥育経営）

放牧肥育牛は、上記の放牧子牛を素牛として粗飼料を多給し、可能な限り放牧を取り入れた方式により肥育された牛です。肥育期間中は、放牧畜産基準を順守して経営内または地域内で生産された粗飼料を主体に給与し、全期間を通じて30%以上（乾物重）の粗飼料給与率であることが求められます。

○放牧牛肉生産基準（と畜、食肉処理・加工等業者）

放牧肥育牛として認証を受けた肥育牛を、と畜、処理・加工して生産される牛肉を放牧牛肉と定義します。放牧牛肉については、と畜から流通・販売のすべての段階において他の牛肉と分別できる状態で取り扱い、食品衛生法等のすべての関係法令の順守を求めています。

3. 認証のしくみ

牧畜産基準及び各生産基準の認証判定に当たっては、認証申請者から協会宛に提出される認証申請書等の書類審査と必要に応じて実施される現地調査によることとしています。認証された場合には、「放牧畜産実践牧場」、あるいは「放牧肥育牛」、「放牧牛肉」等の認証マーク使用が認められます（別途、マーク使用許諾申請が必要です）。これらの認証期間は3年間となっていますが、継続を希望する場合には更新手続きにより継続が可能です。ただ、認証期間中であっても、基準を満たせなくなった場合には改善計画書の提出が求められ、その対応次第によっては認証が取り消されることがあります。また、各生産基準は、毎年度の生産状況報告書の提出が義務づけられています。

今後、放牧畜産基準認証制度が広く消費者から認知され、認証を通じて放牧畜産実践牧場によって生産される畜産物の需要がより拡大し、ひいては放牧畜産の普及・推進につながることを期待されます。

（うへの たかし）